

※子ども育成・憲章功労者、子ども育成・憲章功労団体の推薦につきましては、下記を参考にしてください。

【とちぎの子ども育成憲章5つの視点】

- ・子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にする
- ・子どもたちとのかかわりあいを深め 思いやりの心をはぐくむ
- ・子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい 社会の一員としての自覚を育てる
- ・一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動する
- ・とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り 子どもたちに引き継ぐ

【子ども育成・憲章功労者表彰及び子ども育成・憲章功労団体表彰】

(1) 対象となる活動の例

- 環境学習、自然体験、集団宿泊体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作活動等の様々な体験活動の機会を提供する活動
- 異世代間交流や地域間交流活動等の多様な機会を提供する活動
- 食育を推進する活動
- ボランティア活動の機会を提供する活動
- 留学生等との異文化交流を行う等の国際交流活動
- 企業による地域住民に対する伝統文化体験やスポーツ活動
- キャリア教育、職業教育の充実に向けた活動（学校、地元産業界、保護者等が連携した地域における職場体験やインターンシップなど）
- 不登校の子どもに対する相談活動
- 障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた支援活動
- 非行少年やその家族に対する相談活動
- 街頭補導活動による非行防止活動
- 企業による地元商店街等における清掃活動
- 外国人児童生徒等に対する日本語の習得、学習指導等支援活動
- インターネットの適切な利用に関する活動
- 防犯パトロール等の子どもを犯罪被害から守るための活動
- 児童虐待の未然防止、早期発見等のための相談活動

等

(2) その他

- 子ども育成・憲章功労者  
県民会議表彰では、市町における功労者を含め、できるだけ多くの方々を表彰するため、青少年育成功労者表彰をすでに受けた者は表彰を受けることはできない。
- 子ども育成・憲章功労団体  
表彰後も継続的に活動している団体等を改めて表彰するため、青少年育成功労団体表彰をすでに受けた団体も表彰を受けることができる。